

令和6年度横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）交付要綱

制 定 令和7年3月28日 健高施第4437号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている市内の高齢者施設等が各種サービスを安定して行うための支援として実施する支援金（以下「物価高騰対策支援金」という。）の交付に関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（交付対象者）

第2条 物価高騰対策支援金の交付対象者は、別表に掲げる事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）のうち次の要件を満たすものとする。

ただし、指定管理者制度により運営しているものについては、横浜市老人福祉施設条例第1条に規定する老人福祉施設で、同条例第3条第1項及び2項に規定する事業を実施するものに限る。

（1） 横浜市内に所在するもの

（2） 令和7年1月1日以前に本市の認可または指定等を受けて、申請日時時点で現に運営しているもの

2 物価高騰対策支援金の支給を受けた事業者は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

ただし、物価高騰の影響が利用者負担により解消されている場合は、交付対象外とする。

（支援金の額）

第3条 前条の規定により交付対象者に対して交付する物価高騰対策支援金の金額は、別表のとおりとする。

（支援金の対象経費）

第4条 物価高騰対策支援金の対象経費は、事業所において負担する光熱費・燃料費及び食材費ほか、物価高騰の影響を受けた経費とする。

なお、物価高騰対策支援金には消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

（交付申請）

第5条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、令和6年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に申請書様式で定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（申請期限）

第6条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、市長が、別途定める期限までに申請するものとする。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、第5条の規定により交付申請書兼実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、物価高騰対策支援金を交付すべきものと認めたときは、令和6年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、物価高騰対策支援金を交付すべきでないと認めたときは、令和6年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により物価高騰対策支援金の交付を受けた者に対して当該交付決定の全部または一部を取り消し、交付した物価高騰対策支援金の返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、令和6年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、第5条に定める交付申請書兼実績報告書により行うものとする。

(交付の請求)

第10条 申請者は、令和6年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付請求書（様式第5号）を作成し、第5条で規定する交付申請書兼実績報告書とともに市長に提出するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 物価高騰対策支援金の交付を受けた申請者は、この支援金に係る関係書類について、物価高騰対策支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第12条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行し、令和6年6月1日より適用する。

別表（第 2 条及び第 3 条関係）

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する施設・事業所

区分	事業所・施設種別	支給単価
1	居宅介護支援事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与・販売、訪問リハビリテーション、訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護、予防支援、居宅療養管理指導	1 事業所当たり 50 千円
2	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、中途障害者地域活動センター	1 事業所当たり 80 千円
3	通所リハビリテーション、通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護	1 事業所当たり 130 千円
4	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A 型及びケアハウス（一般型））、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	令和 7 年 1 月 1 日時点における 定員 1 人当たり 22 千円

<備考>

- 1 介護サービスと介護予防サービス又は総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別のみ対象とする。
- 2 空床を用いて実施している短期入所生活介護については、補助の対象としない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

令和 6 年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付申請書兼実績報告書

（申請先）
横浜市長

（申請者）
法人名

所在地

代表者職
代表者名
担当者名
電話番号
e-mail

令和 6 年度横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて横浜市物価高騰対策支援金の交付を申請し、また実績を報告します。なお、物価高騰対策支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び令和 6 年度横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）交付要綱を遵守します。

- 1 サービス種別（※要綱別表より選択して記入） _____
- 2 定員（※区分 4 入所施設等の場合のみ記入） _____
- 3 施設・事業所名 _____
- 4 申請金額 _____ 円
- 5 事業所番号 _____ ※介護保険外施設の場合は999999999と記載
- 6 以下の条件を全て満たすことを誓約します。

- (1) 申請施設・事業所について、令和 7 年 1 月 1 日以前に本市の認可または指定等を受けて、申請日時点で現に運営しています。
- (2) 物価高騰対策支援金の支給を受けた場合、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めます。なお、利用者負担額の引上げをしている場合であっても、物価高騰による影響は解消されていません。
- (3) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本物価高騰対策支援金を返還します。

7 添付書類

- (1) 令和 6 年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付請求書 第 5 号様式（第 10 条関係）
 - (2) 申請施設・事業所の指定通知書（写し）等、事業開設日がわかる書類
 - (3) 申請日直近の介護給付費等支払決定額通知書（写し）等、事業を運営していることがわかる書類
- ※ (2)、(3) については、本市の指示があった場合に提出ください。

令和6年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付決定通知書兼交付額確定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、物価高騰対策支援金については、次のとおり交付することを決定し、額を確定したので通知します。

1 サービス種別 _____

2 対象事業所・施設 _____

3 事業所番号

※介護保険外施設の場合は999999999と記載

4 交付金額 _____ 円

5 交付条件

次のいずれかに該当した場合は、物価高騰対策支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に物価高騰対策支援金が交付されているときは、その物価高騰対策支援金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により物価高騰対策支援金の交付を受けたとき。
- (2) 申請条件としている誓約条項に反したとき。
- (3) 物価高騰対策支援金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

様式第3号（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

令和6年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）不交付決定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、物価高騰対策支援金については、不交付とすることを決定したので通知します。

- 1 サービス種別
- 2 対象事業所・施設
- 3 事業所番号
※介護保険外施設の場合は999999999と記載
- 4 不交付の理由

様式第 4 号（第 8 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

令和 6 年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付決定取消通知書

様

横浜市長

印

年 月 日 第 号で交付決定しました物価高騰対策支援金につきまして、交付決定を取り消しましたので通知します。

1 サービス種別

2 対象事業所・施設

3 事業所番号

※介護保険外施設の場合は999999999と記載

4 交付決定金額

5 交付決定取消理由

様式第5号（第10条関係）

令和6年度横浜市物価高騰対策支援金（下半期分）交付請求書

(請求先)

横浜市長

(請求者 ※様式第1号 交付申請書と同一とすること)
法人名

所在地

代表者職

代表者名

サービス種別

施設・事業所名

e-mail

事業所番号

※介護保険外施設の場合は999999999と記載

令和6年度横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援金（下半期分）交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

なお、本請求書は、第7条第1項に規定する交付決定があった場合にのみ有効とします。また、本請求書の請求日については、同条に規定する交付決定日の翌々日に行うこととします。

1 請求金額 _____ 円

2 振込口座

振込先	金融機関名及び支店名	銀行	支店
	預金種別及び口座番号	普通 ・ 当座	No.
	口座名義（フリガナ）		
	口座名義		

※「口座名義人」が「請求者」以外の場合は、委任状を添付してください

3 添付書類

上記振込先がわかる金融機関の口座の通帳等の写し

(担当者)

氏名

連絡先

(留意事項) 本様式には押印しないこと。

ただし、受領委任を行う場合（「口座名義人」が「請求者」以外）は、委任状を添付し、押印は、省略できません。

(参考様式)

年 月 日

委 任 状

横浜市長

(委任者)
住 所：_____

氏 名：_____ 印

(受任者)
住 所：_____

氏 名：_____ 印

私（委任者）は、上記の受任者を代理人と定め、次の権限を委任します。

横浜市から交付される物価高騰対策支援金の受領に関する権限